

虐待の防止のための指針

1 目的

令和3年度介護報酬改定に伴う「指定居宅サービス等の事業の人員設備及び運営に関する基準」（平成十一年厚生省令第三十七号）改正において、虐待防止対策をとることが、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待の防止に関する措置を講じることが求められた。

また、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、障害者虐待防止法）という。）が平成24年10月1日から施行され、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定により、障害者虐待防止の更なる推進・身体拘束等の適正化のための事項が義務化された。

本指針は、「介護保険法施行規則第140条の6第3の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示71号）」第9条第1号から第4号に定めるもの及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業所等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年1月25日厚生労働省令第10号）」第40条の2第1号から第3号に定めるものである。

2 基本的考え方

本会では、虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法・障害者虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め虐待に該当する次の行為のいずれも行わない。

- （1） 身体的虐待：利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
- （2） 放棄・放任：利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- （3） 心理的虐待：利用者に対する著しい暴言又は、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- （4） 性的虐待：利用者にわいせつな行為をすること又は利用者をしてわいせつな行為をさせること。
- （5） 経済的虐待：利用者の財産を不当に処分することその他当該利用者から不当に財産上の利益を得ること。

3 虐待防止委員会の組織等

(1) 本会では、虐待発生防止に努める観点から、「虐待防止委員会」(以下、「本委員会」という)を事業所毎に組成する。なお、本委員会の「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者(以下、担当者)」は所長又は管理者とする。関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に行う場合があり、加えて法人内別事業と連携して本委員会を開催する場合がある。本委員会の構成員は、次のとおりとする。

ア 所長又は管理者(担当者)

イ サービス提供責任者

ウ 生活相談員

エ 看護職員

オ 訪問介護員

カ 介護職員等

キ 必要がある場合に、虐待防止の専門家、本会が指名する介護支援専門員・相談支援専門員を加えることができる

(2) 本委員会は、定期的(年1回以上)かつ必要な都度担当者が招集する。

(3) 本委員会の議題は、担当者が定める。具体的には、次のような内容について協議する。

ア 本委員会その他事業所内の組織に関すること

イ 虐待の防止のための指針の整備に関すること

ウ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること

エ 虐待又はその疑いについて、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
職員が虐待又はその疑いについて把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること

オ 虐待又はその疑いが発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

カ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

4 職員研修に関する基本方針

(1) 職員に対する虐待の防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、虐待の防止を徹底し、次のプログラムにより実施する。

ア 高齢者虐待防止法及び障害者虐待防止法の基本的考え方の理解

イ 権利擁護事業、成年後見制度の理解

ウ 虐待の種類と発生リスクの事前理解

エ 早期発見・事実確認と報告等の手順

オ 発生した場合の改善策

(2) 職員研修の実施は、年1回以上行い、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を各事業所において実施する。研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し保存する。

5 虐待又はその疑いが発生した場合の対応方法

(1) 虐待又はその疑い（以下、「虐待等」という。）が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。

(2) 緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

6 虐待又はその疑いが発生した場合の相談・報告体制

(1) 職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、担当者に報告する。虐待者が担当者の場合、他の上席者等に相談する。

(2) 担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った本人に事実確認を行う。虐待者が担当者本人の場合、他の上席者が担当者を代行する。また、必要に応じ、関係者から事情を確認する。これらの確認の経緯は、時系列で概要を整理する。

(3) 事実確認の結果、虐待等の実象が事実であることが確認された場合には、本人に対応の改善を求め、就業規程等に則り必要な措置を講じる。

(4) 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談する。

(5) 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ虐待防止委員会において当該事案がなぜ発生したかを検討し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知する。

(6) 事業所内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告する。

(7) 必要に応じ、関係機関や地域住民に対して説明し、報告を行う。

7 成年後見制度の利用支援

利用者又はご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求め

に応じ、適切な窓口を案内する等の支援を行う。

8 虐待等に係る苦情解決方法

苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払う。

(1) 苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告する。

9 利用者等に対する当該指針の閲覧

利用者は、いつでも本指針を閲覧することができる。また、本会ホームページにおいて、いつでも閲覧が可能な状態とする。

10 虐待防止の推進

4に定める研修のほか、外部研修にも積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう常に研鑽を図る。

附 則

この指針は、令和6年4月1日から施行する。

第 号
令和 年 月 日

佐渡市長 様

社会福祉法人 佐渡市社会福祉協議会
事業所名 担当者

虐待にかかる報告書

下記のとおり、虐待（疑い）が発生したので報告します。

記

1 事業所の情報

（名称、種別、所在地、事業所番号）

2 被虐待（疑い）高齢者に関する情報

（氏名、性別、年齢、要介護度、障がい者、高齢者及び認知症高齢者の日常生活自立度、心身の状況、利用開始日、現在の所在など）

3 虐待（疑い）者に関する情報

（氏名、性別、年齢、職種、経験・経歴、資格、特徴など）

4 虐待（疑い）事案の内容や状況

（いつ、どこで、どのような状況下で発生したか、事業所内での報告経過など）

5 虐待（疑い）事案発生後の対応

（被虐待（疑い）障害者、高齢者への対応や処置等、家族への報告・説明、原因究明と再発防止策など）

6 その他参考事項等

注1 経過等については、時系列で分かるように記載すること

注2 必要に応じて記録や写真、証拠書類等の資料（写し）を添付すること

注3 報告連絡先 佐渡市社会福祉部 高齢福祉課 63-3790
社会福祉課 63-5113